



日本ボート・オブ・ザ・イヤー 実施規約

1. 名称

「日本ボート・オブ・ザ・イヤー」(英文名 : BOAT OF THE YEAR JAPAN) と称する。

2. 目的

市販を前提として日本国内で販売されるモーターボート (PWC を含む 以下ボートと言う) の中から、年間を通じてもっとも優秀なボートを選定し、そのボートに「日本ボート・オブ・ザ・イヤー」のタイトルを与え、その開発・製造事業者をたたえる事により、いっそうの性能・品質・安全の向上を促すと共に業界発展と地球環境保護、水上安全に寄与する。

3. 基本精神

- (1) 日本ボート・オブ・ザ・イヤーは特定の個人、企業、団体等のためのものではなく、ボートに関心を持つすべての人たちのものである。
- (2) 日本ボート・オブ・ザ・イヤーの選考は公平公正に行われ、特定のボートメーカー、特定の媒体の政策や利害等によって左右されない。

4. 主催者

日本ボート・オブ・ザ・イヤーは「日本ボート・オブ・ザ・イヤー実行委員会」が主催する。

5. 実行委員会

- (1) 日本ボート・オブ・ザ・イヤーの運営にあたり「日本ボート・オブ・ザ・イヤー実行委員会」を設置する。
- (2) 実行委員会は、前項の目的、基本精神に賛同するボート雑誌、ボート関係の記事を積極的に扱っている一般紙・誌、放送、Web 媒体などの媒体を中心に編成され、媒体を代表する者並びに媒体を代表する者の推薦する関係者により構成される。
また、新たに実行委員会に入会を希望する者は既存の委員 2 名以上の推薦を受け、実行委員会の 2/3 の承認により入会する事ができる。

6. 実行委員会の役割

実行委員会は以下の事項を決定する。

- (1) 日本ボート・オブ・ザ・イヤー実施規約の作成及び改定すること。
- (2) 選考委員の選任および選考投票の委嘱をすること。
- (3) 該当年度の選考対象艇の選定をすること。
- (4) 前条の目的、基本精神に反する行為、組織の名誉を著しく傷つけ、又は不当行為のあった実行委員および選考委員を訓告又は解任すること。
- (5) 前項の目的、基本精神に反するまたはふさわしくない媒体を実行委員会から除名すること。

7. 役員

- (1) 実行委員会に、委員長、副委員長、事務局長の各役員をおく。
- (2) 実行委員長は実行委員の互選により選任され、その他の役員は委員長の指名により選任される。
- (3) 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。

8. 事務局は (社) 日本舟艇工業会内に置き、事務局長がその任に当たる。

9. 選考委員

(1) 選考委員の役割

選考委員は、日本ボート・オブ・ザ・イヤーの第一次選考（各部門賞の選考）、第二次選考（最終選考）ならびに特別賞の選考を実行委員会より委嘱される。

(2) 選考委員の選任

選考委員は実行委員から実行委員会に推薦された候補者の中から、実行委員会の審査により選任される。

実行委員は原則として選考委員を兼ねることとする。

選考委員は20名以上50名以内とする。

(3) 選考委員は無報酬とする。

(4) 選考委員の任期は、実行委員会の委嘱を受けてから翌期の選考委員が選任されるまでとする。

(5) 選考委員の資格

選考委員は、ボート、マリン社会、ボート業界についての相応の知識、知見を持ち、当該年度の対象ボートを公平に評価しうる機会を持つ者で、かつ独自の評価が可能であること。

特定のボートメーカー、輸入業者、販売業者等と金銭を伴う契約関係にあるものは、実行委員会にその事実を申告しなければならない。

選考に当たって投票に影響を及ぼす利害関係が認められた場合、虚偽の申告を行った場合、申告を故意に怠った場合は、実行委員会により審議され選考委員の任を解くことがある。

選考委員が他の年間最優秀ボート表彰団体に加入するときは、加入団体およびその団体での役割を明確に実行委員会に報告しなければならない。

(6) 選考委員の肩書きを名刺等に表記する場合は、必ず当該年度を併記しなければならない。

10. 選考規則

(1) 対象ボート

対象ボート（PWCを含む）は該当年の1月1日から12月31日までに発売されたリクリエーション用のボートで、次の条件を満たしているものであること。

継続的に生産、販売される艇であること。

長さ24m未満であること。

選考委員にそのボートを十分に理解する機会が与えられ、事前に実艇を見る事および可能であればテストランができること、資料提供等が可能であること。

(2) 対象ボートの条件

対象ボートは次の条件の少なくとも1つを満たしている事。

新しいコンセプトやデザインで作られたボート

本質的に新しい機構、構造、素材などを採用しているボート

新しいハル、新しいデッキ、新しいレイアウト（船内・外）、新しいエンジン・ドライブ機構、新しい操船システムなどを採用しているボート

(3) 対象ボートの区分等

対象ボートはモデル名（番号）により区分する。

装備やグレード、エンジンオプションによる細分化は行わない。

基本的に同一のボートで販売上の名称が異なる場合は、ボートの同一性に関してその都度実行委員会で審議し、その取り扱いを決定する。

従来ボートから派生した小変更のみのボートは対象艇とならない。この項について疑義が生じたときはその都度実行委員会で審議し決定する。

1 1 . 選考基準

選考委員は対象ボートについて、コンセプト、デザイン、性能、品質、安全性、環境負荷、コストパフォーマンス等を総合的に評価して選考を行う。

1 2 . 選考方法および部門

(1) 第 1 次選考は以下の部門に区分して行う。

国産小型ボート (カタログ長さ 20 フィート未満)

国産中型ボート (カタログ長さ 20 フィート以上 40 フィート未満)

国産大型ボート (カタログ長さ 40 フィート以上)

輸入小型ボート (カタログ長さ 20 フィート未満)

輸入中型ボート (カタログ長さ 20 フィート以上 40 フィート未満)

輸入大型ボート (カタログ長さ 40 フィート以上)

PWC

(2) 選考方法

第 1 次選考は各々の部門ごとに選考を行う。

各選考委員は 10 点ずつ持ち点を持ち、持ち点配分方式により選考し、合計点最上位のボートを 1 位とする。

各選考委員は 10 点のうち最も高く評価するボートに 5 点を配分する、5 点を与えるボートは 1 隻のみとする。残る 5 点を他のボートに整数で配点する。

対象艇が少ない場合、配点する価値のあるボートがないと思われる場合は残りの 5 点を使い切らなくともよいこととする。

最高点が同点の場合は同点のボートについて単記一票で再投票を行う。

選考委員は各部門の最も高く評価したボートについてその理由を記述し、投票と同時に提出すること。

第 1 次選考は、翌年の 1 月中旬に行い、その結果を公表する。

(3) 第 2 次選考

第 2 次選考は、第 1 次選考で選ばれた各部門第 1 位のボートを対象に行い、その年次の「日本ボート・オブ・ザ・イヤー」を決定する。

選考方法は第 1 次選考同様に各選考委員の持ち点を 10 点として、最も高く評価するボートに 5 点を配分する、5 点を与えるボートは 1 隻のみとする。残りの 5 点すべてについて他のボートに整数で配点する。

最高点が同点の場合は同点のボートについて単記一票で再投票を行う。

選考委員は最も高く評価したボートについてその理由を記述し、投票と同時に提出する。

第 2 次選考は、翌年の 2 月上旬に行い、その結果を公表する。

1 3 . 賞典

(1) 「日本ボート・オブ・ザ・イヤー」

第 2 次選考において最高点を獲得したボートにその年の「日本ボート・オブ・ザ・イヤー」のタイトルとトロフィーを与え、その栄誉をたたえる。

(2) 部門賞

各々の部門の第 1 位のボートにその年の「部門別ボート・オブ・ザ・イヤー」(例：ボート・オブ・ザ・イヤー 国産小型艇部門)のタイトルとトロフィーを与え、その栄誉をたたえる。

(3) 特別賞

日本ボート・オブ・ザ・イヤーとは別に、その年に特別なインパクトを与えたボ



ートに対して「日本ボート・オブ・ザ・イヤー特別賞」を与える事がある。
特別賞の対象はその年の1月1日から12月31日の間に進水したすべてのボートを対象とし、カスタムボートも含める、また、継続して生産販売されるかどうかは問わない事とする。

特別賞の選考は、前記対象ボートの中で、コンセプト、デザイン、性能、品質、安全性、環境負荷、コストパフォーマンスなどのいずれかの項目で特に優秀なボートを、第1次審査と同時に各選考委員が1艇のみを選択し、その理由を記述して投票する。該当艇がないと判断した場合は白票を投じる事ができる。

選考委員の過半数が認めたボートをその年の「日本ボート・オブ・ザ・イヤー特別賞」のタイトルとトロフィーを与え、その栄誉をたたえる。過半数を獲得したボートがない場合はその年の特別賞は該当なしとする。

14. タイトル獲得ボートの権利と義務

(1) 「日本ボート・オブ・ザ・イヤー」、「部門別ボート・オブ・ザ・イヤー」、「日本ボート・オブ・ザ・イヤー特別賞」の各タイトルを獲得したボートメーカー、インポーター等に対し、広告、宣伝等にその事実を使用する権利を与える。

(2) 前記の権利を行使する場合は、以下の義務を守らなければならない。

賞の正確な表示(年次、部門名を含む)をすること。

各タイトルのロゴは日本ボート・オブ・ザ・イヤー実行委員会が定め、清刷りで配布されるものを使用すること。許可なくロゴマーク、文字を切り離して使用してはならない。

選考当事者によってなされたコメントを使用する場合には、実行委員会の承認を得た上で発言者の氏名を付すること。また、その内容は周辺状況を正しく表現したものであること。

以上

2008年1月7日

日本ボート・オブ・ザ・イヤー実行委員会